

1929年、治安体制と文学テキスト —井伏鱒二『谷間』を中心に—

金 ヨンロン

要旨

本稿では、研究史においてプロレタリア文学との対立が強調されてきた井伏鱒二文学を読み直し、むしろ両者が共有していた問題意識を浮き彫りにする。そのことを通して、井伏鱒二文学の表現方法の特徴を突き止め、その批評性を同時代において明らかにする。扱うテキストは、1929年に発表された井伏鱒二の『谷間』と中野重治の『鉄の話』である。井伏鱒二の『谷間』をプロレタリア文学の代表作である中野重治の『鉄の話』と比較し、両作を取り巻く当時の治安体制の状況を概観し、『谷間』で選ばれた方法とその可能性を問う。とりわけ注目するのは、『谷間』における作中人物であると同時に書き手である「私」の設定である。『鉄の話』と『谷間』は、同じく治安体制の暴力に晒されている作中人物を描いているが、前者がそれを描いたが故に伏字という暴力に再び直面したのに対し、後者は二重の「私」を設定することで作中人物のみならず書き手をも統御する暴力そのものをテキスト上に現象させることができた。本稿では、このような『谷間』の方法が如何に治安体制の暴力的構造を暴き出して見せたのかを検討する。

キーワード：井伏鱒二、『谷間』、治安体制、1929年、中野重治、『鉄の話』

1. 研究史及び問題設定

井伏鱒二の『谷間』は、1929（昭和4）年1月から4月まで計四回「文芸都市」に発表された小説テキストである。『谷間』は、「姫谷焼」を発掘して経済的困窮から逃れようと「姫谷村」に向かった「私」が、その目的を達成することができずに村と村との間の騒動に巻き込まれてしまったことを描いている。

プロレタリア文学の全盛期である同時代において『谷間』は、村の間の騒動に決して関わろうとしない「私」の態度が問題視された。淀野隆三¹は、「私」の「現実韜晦」の姿勢をそのまま作者のそれに重ね合わせ、井伏文学では「人間的真摯は道化の前に曇り、現実にはぼかされてる」と批判した。それに対して小林秀雄²は、井伏文学にある「率直に人の純潔に訴える声」は、「あらゆる小説の形式を破るだけ強くは」ないが、「あらゆる嘘言を殺すには十分に強い」とプロレタリア文学側の批判に反感を示した。

以降の議論は、プロレタリア文学側が「私」の態度を批判するために用いた「現実」という言葉を逆手にとって、『谷間』を評価するキーワードにしていく。テキストに描かれている「現実」を積極的に捉えることで「私」の態度を再評価し、プロレタリア文学と異なる井伏文学を立ち上げる方向である。

たとえば、涌田佑³は、『谷間』が書かれた1929年を「あの左翼文学全盛期」として捉え、初期井伏文学が当時の文壇の状況によって正当に評価されなかったことを指摘し、この時期にはすでに後の井伏の日記文学につながるような「(現実)の重さの重視」が現れていたと主張する。同様に1929年を井伏文学の転換とみなす東郷克美⁴は、それまでの「都会の「夜更け」における「私」の「くつつく」(倦怠や虚無)への反措定」として「田舎人の世界の発見」に注目し、過剰な「私」の克服を試みた井伏文学を「プロレタリア文学のいわゆるプロレタリアートに対する批判的代替物」として評価した。いずれの議論も、1929年という時間を井伏文学の基点として注目し、そこには、プロレタリア文学と異なる「現実」が描かれていると強調している。

このような議論の流れに問題を提起したのは、日高昭二⁵である。日高昭二は、井伏文学とプロレタリア文学との「関係」についての多くの考察は、つまるところ左翼の動向に決して無縁ではいられなかった井伏像を指摘しつつも、しかしそこにはまた井伏流の視点の独自さがあったのだという認識で共通する」と指摘する。「マルクスの思考の同時代的な痕跡とその差異を、「資質」論や「題材」論を越えて丹念に引き出すとき」だという氏の主張以降、それでは、如何なる応答がなされてきたのか。

野中寛子⁶は、『谷間』の「改稿」を中心に論じながら、「私」が風刺画を描く初出の場面に着目し、描かれる対象のみならず、描く主体をも風刺する「入れ子式の文章構造」を指摘した。そして「左翼文学への反作用」として「思想」より「現実的方策」を問題にする「私」と、「正確に現実を見ようとする作家の認識方法」の両方を評価した。「レポーター」としての「私」の機能に注目した滝口明洋⁷は、「私」が記録する「現実」が、ブルジョア対プロレタリアの図式に収斂され得ないように「複層化」されていることを評価し、『谷間』から「プロレタリア文学のパロディ」としての性格を読み取る。二人の議論をまとめると、『谷間』における「入れ子式の文章構造」や「レポーター」としての「私」の機能が、プロレタリア文学と異なる「現実」を描いてみせたということになる。

以上の研究史から注目すべき点は二つある。第一に、キーワードになっている「現実」という言葉がそれぞれの議論において異なる意味で用いられている点である。第二に、「現実」という言葉がプロレタリア文学対井伏文学という対立項を作り出すために使われている点である。そこで本稿では、「現実」の内容をテキストが発行された1929年のコンテキスト、とりわけ治安体制の状況に限定して考察することで、むしろプロレタリア文学と井伏文学が共有していた「現実」の側面を提示したい。そのことによって、両者の差異は、「現実」への認識にあるというより、「現実」を表す方法にあることを明らか

にしたい。プロレタリア文学と井伏文学が共有していた 1929 年の治安体制に対する問題意識を捉え、さらに井伏文学が開示した方法の批評性を問う本稿は、日高昭二の問題意識を受け継ぎつつ、井伏文学の方法、とりわけ「私」の機能を暗示する近年の研究を発展させたものとして位置づけられよう。以下のような順序で議論を進める。

第一に、『谷間』における「私」が作中人物であると同時に書き手であることに着目し、それぞれの層において物語内容を確認する。第二に、「私」という設定の効果を浮き彫りにするため、プロレタリア文学の代表作である中野重治の『鉄の話』との比較を行う。ここであえて同時期に発表され、素材的共通性をも有する『鉄の話』を取り上げるのは、二つのテキストが共有する 1929 年の治安体制の状況を確認すると同時に、その方法の差異を浮き彫りにするためである。そのことではじめて、プロレタリア文学対井伏文学という図式を解体し、『谷間』の評価軸を、プロレタリア文学に対する批評性から同時代に対する批評性へとシフトさせることができよう。第三に、『谷間』というテキストの構造が暴露する治安体制の内実を提示し、その批評性の内容を明らかにする。

2. 作中人物であると同時に書き手である「私」

『谷間』は、作中人物である「私」によって書かれたものであることが執拗なまで強調されているテキストである。たとえば、「私の一日の目的は、次の事情によつて障げられた」、「私と丹下氏とは役場からの帰りみち、約そ次のやうな会話をしてきたわけである」（傍点引用者）と、会話を伝える際にそれが「私」による引用であることを繰り返し強調し、「その漢文を和文風に読んでみれば、次のやうに読んでみる事ができた」、「こゝにその碑文を邦訳してみよう」という説明を付け加えることで、漢文で書かれた名刺と碑石が「私」の「邦訳」を通して織り込まれていることを表す。また、「(略)」や「……」、「××××××……」などの表記を入れて「筆記」されたものをさらに編集して挿入している。

このような書かれたテキスト、書き手である「私」の露呈が、印刷される紙面を想定したものであることはいうまでもない。つまり、作中人物であると同時に書き手である「私」は、発話されたもの、それを記述したものが、さらに活字印刷され、配布されるという書くこと・流通することをめぐる過程を認識しているのである。たとえば、「友人」からの「手紙」を引用する前に、「私」は次のような前置きをしている。

翌日、手紙——友人からの返事が到着した。私は自分自身をあまり批難した記録を人々の前に示したくはないが、友人の熱情的な文章を公表したい衝動にかられたので、こゝにその全文を掲げてみよう。(4月・29頁)

「私」は「友人」によって書かれた「手紙」を「記録」として「人々の前に示す」ため、

「全文を掲げて」「公表」と宣言する。作中人物である「私」は、書き手でもある自らが書いたものが、活字媒体を通して流通される、すなわち「文芸都市」という雑誌メディアに掲載され、読者の前に「公表」されることを知っている。

このような二重の「私」をもつ『谷間』は、作中人物である「私」の話と書き手である「私」の話との二つの層において物語内容をも読ませる可能性を内包する。まず、作中人物である「私」を中心とする物語内容は、次のようである。

「私」は、「姫谷焼」の発掘によって経済的困難を打破するため、「東京」から「姫谷村」へ赴く。だが、そこで、「私」を待っているのは、貧富の差による村の間の騒動、即ち「姫谷村」の資本家である丹下氏と「中条村」の貧乏人である嘉助の対立であった。「姫谷焼」の幻想も崩壊し、「東京」へ戻ることもできなくなった「私」は、結局、資本家の丹下氏側に立って争議を調整することになる。だが、交渉はうまくいかず、助けを求めた「友人」からは、冷たい批判しか戻ってこない。最後に「私」は、丹下氏に頼まれた「絵」を精一杯の諷刺を込めて完成する。

以上のあらすじを書き手の「私」と書くことにまつわる物語として読み返してみよう。「私」が探し求める小説の素材を「姫谷焼」とするならば、実際に「姫谷村」に行き直った争議は、プロレタリア文学の素材として捉えることができる。また、挫折した「私」に送られてきた「手紙」は、プロレタリア文学側からの批判を先取りしたものにはほかならない。

君が馬に乗つたり演説したりして騒ぎまはつた行動と意識とは、我々の目から見れば実に唾棄、嘔吐、憤慨に価する。君は単に旅費を得たいだけのために丹下氏の前で反動的そのものゝ立廻りを演じたのだ。〔中略〕君は丹下氏なる人を尊敬してゐないものであるにもかゝらず、資本家丹下氏の擁護をしてゐることである。(4月・29頁)

「友人」は、「資本家」側で「反動的」な振る舞いをした「私」の「行動と意識と」に強い反感を示す。しかも、「友人」は、「我々の目から見れば」とあるように、あくまでも個人の立場からではなく、明らかにプロレタリア文学運動の側に立って「私」を非難しているのである。このような批判の後、「私」は、資本家側に立って、しかし風刺に充ちた「絵」を描いてみせるが、テキストに「絵」が提示されることはなく、文字としての言葉によって説明されているのみである。「絵」そのものは、書かれたもの＝テキストに置き換えられよう。

以上、作中人物であると同時に書き手である「私」の設定と「私」を取り巻く状況を素描したうえで、次節では、その状況を同時代のコンテクストにおいて捉え直す。具体的には、テキストの発表時における治安体制が、作中人物の「私」を拘束するとともに、

書き手である「私」をも拘束していることを明らかにする。その際、地主対小作人という村の対立構造、村の内部もしくは村の間の貧富の差の問題という素材を共有する同時代のテキスト、中野重治の『鉄の話』をともに検討する。

3. 作中人物を拘束する治安体制

『谷間』(1929年1月～4月)と『鉄の話』(1929年3月)が発表された時点において、治安体制の状況をまず概観する必要がある。周知の通り、テキストが発表される前年、1928年の3月に治安維持法の実行である「三・一五事件」が起こり、6月に緊急勅令によって治安維持法が改悪された。荻野富士夫⁸は、1925年の治安維持法の取締の目的が結社行為の禁圧にあったことを指摘し、「三・一五事件」は、「「国体」変革を目的とした秘密結社日本共産党への大弾圧」として実行されたと説明する。その過程で検挙・検束者に対して拷問が加えられ、労農党などの結社禁止、社会科学研究会の解散などが強制された。それから改悪された緊急勅令によって「国体変革」の罪の最高刑が死刑になり、対象範囲が「結社の目的遂行の為にする行為を為したる者」になることで、法律の恣意的な利用による弾圧は強化されたのである。

このような治安体制の暴力に直接に晒されているのは、『鉄の話』の「鉄ら」である。『鉄の話』の一章では、「この春温泉村の蘆原で水道敷設の問題がおこり、地主が社会を占領したとき鉄らはそれを包囲して逆に占領した」が、「何とか罪」で監獄に「六ヵ月たたきこまれた」ことが書かれている。「鉄ら」を投獄する根拠に治安維持法があったことはいうまでもない。監獄から出て東京にきた「鉄」と「おれ」の会話から導かれて2章から最後の10章までは「鉄の話」になっている。「鉄の話」では、「十五年」前に「皇太子殿下の行啓」を背景にして大地主が小作人である鉄の一家を破綻に至らしめる過程が語られ、村と天皇制が直結した暴力の仕組みが明らかになっている。そうしたなかで、鉄の過去の経験から現在の社会運動への強い結び付きが強調されると同時に、「十五年」前の「皇太子殿下の行啓」と現在の「何とか罪」とがつながって連続としての天皇制国家の暴力が暴き出される⁹。10章で現在の「鉄」は、「こないだ議会で拷問致死の問題が出たとき」を回想し、「内務大臣の望月」が「あれは病死で死んだのだ」と主張したことに対して「浅原健三」が「へえそうですか」と答えたことを取り上げ、批判する。「望月」は、当時の「内務大臣」である望月圭介であり、彼は、治安維持法の改悪を主導した人物であった。

このように、作中人物に直接に暴力を加える治安体制を明らかにし、その歴史性を自らの体験として語る『鉄の話』とは異なって、『谷間』における治安体制は、「私」という作中人物の言動に制約を与えるコンテキストとして間接的に現れる。

「私」は、「姫谷村」で丹下氏に出会い、彼の家滞りしながら「姫谷焼」を発掘しようとした。だが、「姫谷村」では、丹下氏の息子のために「彰徳碑」を立てようとし、そ

れに反対する「中条村」は「騒動」を起こしていた。そして、丹下氏は、それを止めさせるために組織した壮丁たちの指揮を「私」に頼み、「私」は、次のような「条件」を提示したうえで「指揮」を受け入れる。

「その四、この騒ぎは容易に社会問題化したり争議化したりできる性質を帯びてみますが、こゝでは決して問題化しないで、単なる石合戦の競技の如くみなすこと。また、そのつもりで私達は行動すべきこと。さもなければ私は一揆を指揮したといふ名のもとに罰せられます。その五、私の加盟の有様は戦国時代に於ける野武士の如く旅費又は大皿を代償とされたいがためのものでありますから、万一にも私が何等の働きをもしなかつた場合には、大皿を丁戴することだけを棄権するものであります。その六、かの如く団結して争ふことは、法律の上にて禁じられてあります。それ故この行動は、夏季の運動会を催してゐるといふ名目にする。隣村の人に対しても決して敵だとか仇だとかいふ言葉をつかはないこと。(1月・90頁)

省略した条件「一」と「二」は、経済的要求であり、「三」は「諸君の此度の壮挙に加盟するのではなくて、たゞ私は以上の旅費と大皿との代償として」行動するという「目的」の明示である。「私」が繰り返し「加盟」と「目的」という言葉を拒否する理由は、上記の引用、「四」から「六」までの条件から読み取ることができる。この騒動は「社会問題化したり争議化したりできる性質」をもっており、それ故に「私」には「一揆を指揮したといふ名のもとに罰せられ」る可能性がある。さらに「団結して争ふことは、法律の上にて禁じられてある。要するに、「私」が「加盟」や「団結」を拒み、個人の経済的利潤に「目的」があることを繰り返し主張するのは、「法律」によって「罰せられ」る恐怖に起因しているのである。「私」が強迫観念的に恐れ、その言動を拘束してしまう「法律」とは、治安維持法にほかならない。そこで「私」は、「運動会」という「名目」を創案したのである。

このように読んでいくと、「私」に「姫谷村」へ来た理由を聞いた丹下氏が、「私」のような存在が「世間の手前よくな」く、「警察の方」に危険人物と誤認される可能性を暗示しながら、「自然主義者と思ひますぞ！」と脅かす場面も見逃せない。「安政四年」(1857年)に生まれたとされる丹下氏の設定に注目する必要がある¹⁰。日露戦争後、「個人主義」を基盤とする「自然主義運動」が弾圧された史実を考慮に入れると、丹下氏の世代において「警察」という国家権力が弾圧する対象を「自然主義者」と認識することは理解できるからだ。だが、丹下氏の言葉は、単なる過去の記憶を呼び戻すのにとどまらない。1929年前後の状況を重ね合わせると、「大逆事件」の主任検事であった平沼騏一郎による治安維持法とその改悪の過程が呼び起こされるからである。ジェイ・ルービン¹¹は、田中義一内閣(1927年)が平沼と「深い結び付き」があることを強調しながら「第二次

桂内閣（1908～1911年、引用者）を思わせるものがあつた」ことを指摘している。

つまり、丹下氏の「自然主義者」という脅迫の言葉こそ、「私」が現在の状況を想起する契機になっており、それらの表現によって二つの時代をまたぐ国家暴力の法的装置と政治的連続性が露わになつたのである。『鉄の話』と『谷間』の物語内部の作中人物を拘束する治安体制、さらに暴露される歴史的連続性を確認したうえで、書き手の方に議論を移したい。

4. 書き手を拘束する治安体制

1929年のテキストに直接に関わるため、治安体制の改悪によって追加された目的遂行罪についてももう少し詳しく検討したい。「目的遂行」行為は、特高警察や思想検事によって任意的に解釈されるが故に、検挙者は急増することになり、「国体」変革という「目的遂行」を支援する団体や個人へと広げられ、労働組合・農民組合・プロレタリア文学・美術・映画などの団体にまで及ぶことになる。つまり、徹底的言論統制の機能を果たすことを意味するものなのだ。活字印刷し、それを配布するプロレタリア文学運動の過程に加えらるる弾圧、そのなかで書かれたのが、『鉄の話』と『谷間』である。そして、『鉄の話』として「戦旗」に発表されたテキストは、まさにそのような言論統制に直面し、次の箇所が伏字として印刷されている。

しかし相手はなにしろ御大典だ。村長と村会と各部落の有力者とおまけに警察だ。
(107頁)

こないだ御大典で殺された三重の大沢君も小学校の先生だつたそうだが、先生にもいろいろある。(109頁)

こないだ議会で拷問致死の問題が出たとき、内務大臣の望月が「あれは病気で死んだのだ。」とぬかした。そして浅原健三のダラ作が「へえそうですか。」と引きさがつた。(119頁)

いみじくも治安体制によって伏字にされた箇所は、すべて治安体制そのものの暴力を露呈している部分である。当然ながら、ここで『鉄の話』の書き手とは、「戦旗」に『鉄の話』を発表した作者をそのまま指すことになる。そして、この伏字から読者は、同時代における作者に直接に加えられた暴力を確認することができるのである。

だが、一方で、『谷間』では、作中人物である「私」が書き手でもあるが故に、書き手を統御する状況そのものが、テキスト内部に描き込まれてしまっている。つまり、作中人物の会話が書き手によって記録され、さらに活字印刷され、テキスト上に現象するこ

とが意識されているのである。それが最も鮮明に現れているのは、次の引用である。

「こいつ（嘉助、引用者）は一ばん貧乏人であります。」

私は心の狼狽をかくして、次の言葉によつて交渉をうち切ることにした。

「とにかく村と村との喧嘩はよくないね。畑を荒らしては駄目ぢやないか。寄附といふのは強要すべきものでもないし、強要されたからといって黍を引き抜くにあたらなだらう。若し丹下氏が資産家といふ立場や勢力でもつて、死んだ息子を尊敬させようと強要するのならば、それはこの話とは別だ。そして諸君のとるべき方法は他に幾らでもあつたでせう。」

私はそこで言葉を中止した。何となれば私は丹下氏の代理人の立場にある人間であつて、この用件をすまじさへすれば東京へ帰る旅費に困らない筈になつてゐたからである。けれど私の中途半端な言葉は、ひどく嘉助をよろこばせたらしかつた。彼は赤くて小さな目に感動を込めて私を見つめながら言つた。

「いつそ、思はせぶりなことばかりぬかしなさるでがす。×××××……」

私は彼の言葉を邪魔して叫んだ。（3月・51頁）

丹下氏側に立つて仲裁を行うため、「私」は直接に「中条村」の嘉助を訪問している。「私」は村の劣悪な実情に、なかでも「一ばん貧乏人」である嘉助に驚く。最初、作中人物である「私」は、「資産家」の「強要」という側面を述べながら嘉助に理解を示すが、やがて「言葉を中止した」。「私」は、「東京へ帰る旅費」を得るという自分の目標を達成すべく、丹下氏側から嘉助を訪ねていることを想起せざるを得ない。しかも、嘉助側に同情を示して協調するには、治安体制という制約が付きまとうのだ。嘉助が「私の中途半端な言葉」に「よろこ」んで反応したとたん、作中人物の「私」は、「もつてのほかだ！僕はそんなことは知らない。」と「彼の言葉を邪魔して叫」ぶ。そして、書き手の「私」は、嘉助の言葉を「×××××……」として表すのである。活字印刷される紙面が想定された記号が、その出版の過程における暴力の様相を露呈してしまっている。

このように、作中人物である「私」は嘉助に関わることを拒否するが、書き手である「私」によつてテキストは、その内容を書くことを統御する治安体制の状況を書き込む。こうして、作中人物である「私」、書き手である「私」を取り巻く治安体制の暴力が『谷間』に刻印されたのだ¹²。

5. 『谷間』の構造と治安体制

ここまで、『鉄の話』との比較を通して、治安体制という共通のコンテキストを確認し、『谷間』における「私」という設定の特徴を浮き彫りにした。そのうえで、「文芸都市」という雑誌紙面に発表されたテキストの構造が呼び込むコンテキストの複層を明らかに

し、同時代への批評性を問いたい。

まず、作中人物の「私」が、治安体制に抵触しないように「争議」を「運動会」に見せかけるように提案した場面を想起してほしい。「運動会」の場面を、書き手の「私」は、次のように描いている。

右翼人員の迂回軍は、往還と並行する溝に身をしのばせながら、用意周到な行進をはじめてゐた。そして一人の壮丁だけが往還を歩いて行つてゐるのである。彼は戦友よりも二十歩ぐらゐ前方をぶらぶらと歩いて、〔中略〕左翼人員は、往還の三つかどに整列して右に向きをかへて三歩前へ出たが、引率者は人員を二つの部隊に分け、〔中略〕引率者はよほど軍略のある者であつたらしく、全人員に起立を命じて、それから往還を一丁ばかり前進させ、そこに部落を密集させたかたちに駐屯させた。〔中略〕私達は彼が陣形を密集部隊にたてなほした理由を肯定しなくてはなるまい。(2月・113頁、傍線引用者)

上記の引用には「迂回軍」、「行進」、「戦友」、「整列」、「引率者」、「部隊」、「軍略」、「駐屯」、「陣形」、「密集部隊」、他にもテキストには、「外交辞令」、「正当防衛」などの言葉が現れている。そして、丹下氏が「在郷軍人」を集めて組織した「壮丁」¹³たちは、この「運動会」によって「捕虜」を確保・「幽閉」し、それを見守る村の人々は「万歳」を叫ぶとされる。そして1929年のテキストの上に現象するこのような文字面は、実は同時代のメディアに報道されたテキストを模倣しているのである。

テキストの発行される前年、1928年4月、田中内閣は、居留民の現地保護を理由に、再び山東出兵を決定しており(第二次山東出兵)、それに対して4月25日の『朝日新聞』では、「外交抜きの出兵を無造作にやることは、無策を通り越した無謀である。現内閣の行ふところは、出兵だけである」という批判が相次いだ。また、労農党は、「支那国民革命運動の積極的干渉と、我国無産階級の徹底的弾圧」を田中内閣の「使命」とであると皮肉り、国内的弾圧と「支那侵略」が密接に結びついていることを正確に捉えている¹⁴。だが、済南事件は多くの死傷者を出したあげく、日本軍による軍事占領で終る。

こうして1929年のテキストの上に現れる文字面は、治安体制の内実を迫るものとなっている。田中義一内閣における山東出兵と済南事件、張作霖事件といった日中戦争への道程。治安体制が日中戦争への法的整備であったことはいままでもない。そもそも、「運動会」の延長として、天皇が陸軍や海軍の演習に臨席することが制度化され、「天皇を頂点とする」「軍事機構」が体系化したことを想起すれば¹⁵、テキストが近代国家における「運動会」という装置と戦争との関係そのものを露呈していたことも見て取れる。

このように読むと、「在郷軍人」を中心に集まった「壮丁」たちを「馬」に乗って「指揮」していた「私」が、その「馬」に丹下氏を乗せる場面は、注意を引く¹⁶。「捕虜」を

観察しようとした丹下氏は、「よほど遠くまで馬に運ばれて行つ」てしまい、遠ざかりながら「私らは決して戦争をしてゐるのではないのだから。運動会をしてゐるのだから」、^{ママ}「これぞ正当防衛と申すものにちがひないですがな」と叫ぶのだ。『谷間』の最後に「私」が描いた風刺画が言葉によって提示されたテキストであったように、この場面は、次のような同時代の写真を、言葉を用いて風刺してみせたものではないだろうか。

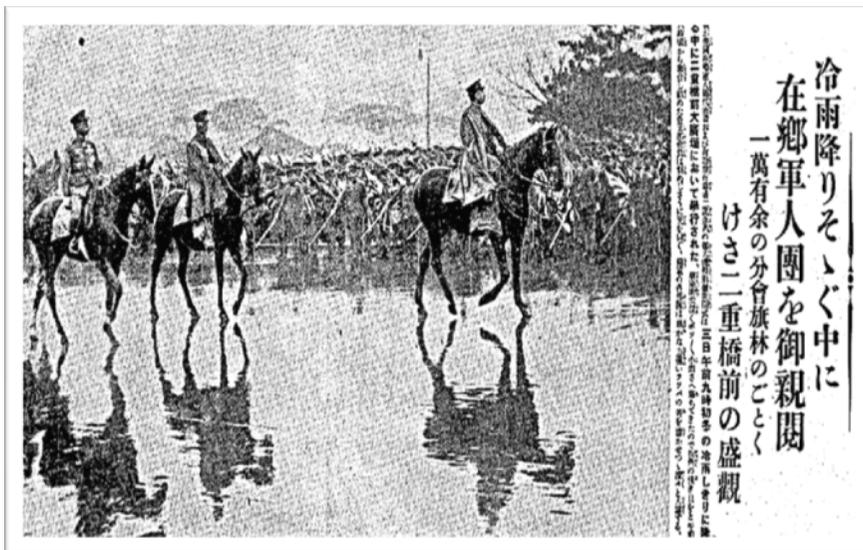


図1、『朝日新聞』（東京、1928年12月4日）

1928年11月、即位の礼の後、帰京し、観兵式・観艦式を行っている昭和天皇の写真である。決して「戦争」ではないはずの「運動会」の描き方は、新聞一面を装飾している「馬」に乗った天皇と「在郷軍人」という構図の写真をテキストの上に文字化しているのだ。

作中人物である「私」は、治安体制に抵触しないように「運動会」を考案する。書き手である「私」は、それを戦争用語で記述する。活字媒体によって印刷されたテキストには、戦争用語が文字の羅列として現象する。その文字面は、同時代の報道資料と同様に、治安体制の構造を暴露するものとして作用する。同時に、「運動会」そのものの暴力性をもテキストにおける活字の現象として読者につきつける。

このように、作中人物であると同時に書き手である「私」という設定は、作中人物の言動を制約する治安体制の暴力のみならず、書き手の書く行為に加えられる暴力をも暴き出した。そして、治安体制の統御を可視化するテキストの構造は、外での戦争を遂行するため、内では戦争を批判することを防ぐという治安体制の暴力的構造そのものを暴

露したのである。「文芸都市」の紙面上に印刷されている『谷間』というテキストが表象するのは、1929年、歴史の一点において立ち上がってくる戦争への道程にほかならず、そこで読者は、国家による戦争に動員されるかもしれない恐怖を身体に刻印するのだ。

6. まとめに

本稿では、井伏鱒二の『谷間』をプロレタリア文学の代表作である中野重治の『鉄の話』と比較することで、同時代のテキストとして両者が共有していた1929年の治安体制の状況を明らかにし、さらに『谷間』で選択された方法が同時代において如何なる可能性を開示したのかを問うてきた。

『鉄の話』と『谷間』の作中人物は、同じく1929年の治安体制の暴力に晒されていた。『鉄の話』というテキストは、治安体制下においてその暴力を描いた個所が伏字として印刷されていた。そこで読者は、テキスト上に表れた伏字から『鉄の話』の作者に直接に加わった暴力を読み取ることができる。一方で、作中人物であると同時に書き手である「私」を設定している『谷間』は、その両者が置かれた暴力の状況をテキストに表すことが可能であった。作中人物である「私」がプロレタリア側に関わることを統御する治安体制の状況が、書き手である「私」によって書き込まれたのである。さらに、このような設定は、同時代における治安体制の構造そのものを暴き出すテキストの構造を作り出した。徹底した言論統制によって推し進められた戦争への道、そのことが作中人物であると同時に書き手である「私」によって暴露されたのである。

このように『鉄の話』と『谷間』をプロレタリア文学対井伏文学という対立的構図ではなく、1929年のテキストとして読み直してはじめて、治安体制に対する文学テキストが葛藤のなかで選んだ方法の可能性を可視化することができた。そして、文学テキストが捉えた1929年の治安体制の暴力的構造、その歴史的意味が再び読者に迫ってくる。

註

- 1 淀野隆三「末期ブルジョア文学批判(1) —小ブルジョア文学としてのいはゆる「芸術派」の文学について」、『詩・現実』、1930年9月。
- 2 小林秀雄「定説是非——井伏鱒二の作品について」、『都新聞』、1931年2月24日～26日。
- 3 涌田佑「『谷間』『川』『さざなみ軍記』を貫くもの」、『現代文学』、1978年3月、後に『私注・井伏鱒二』(明治書院、1981年)に収録される。
- 4 東郷克美「くつつくした「夜更け」の物語——初期井伏鱒二について」、『成城国文学論集』、1981年3月、後に『井伏鱒二という姿勢』(ゆまに書房、2012年)に収録される。
- 5 日高昭二「プロレタリア文学という歴史——「所有」という観念をめぐる」、『昭和作家のクロノトポス 井伏鱒二』、双文社、1996年。
- 6 野中寛子「井伏鱒二「谷間」改稿前後—削除部分の考察と、のちの作品へのつながり」、『近代

文学論集』、2007年33号。

- 7 滝口明洋 『井伏鱒二と「ちぐはぐ」な近代』、新曜社、2012年。
- 8 荻野富士夫 『昭和天皇と治安体制』、新日本出版社、1993年。
- 9 さらに、「御大典」の際の失敗が鉄の家族を取り返しのつかない破綻に導いたことは、昭和3年（テキストが発行された前年度）の昭和天皇の即位の御大典の際に行われた弾圧のコンテクストをも呼び込む。
- 10 『谷間』には、丹下氏が渡した「名刺」が、「私」によって翻訳されて提示されるが、そこには、『鉄の話』の大地主とも重なる丹下氏の経歴が書かれている。たとえば、「郡会議員たること二回に及び」、「明治二十五年の大水に於て」「橋梁を修築」し、日清戦争の最中である「二十八年凱旋記念公益事業」と詳細にその功績が書かれている。中村政則（『天皇制国家と地方支配』、『講座日本歴史8近代2』、東京大学出版会、1985年）が指摘しているように、明治地方自治制が確立していくなかで、寄生地主は「自他町村の村の小作人に対する経済的支配を通じて、農村社会における政治的・社会的権威を確立」し、「貴族院多額納税議員制度によって国政の中枢に乗りこんだ」のであり、このような歴史的事実からすると、丹下氏の「名刺」には、地主から資本家へと近代日本における農業資本主義化の過程が刻まれているといいいい。
- 11 ジェイ・ルービン 『風俗壊乱—明治国家と文芸の検閲』、世織書房、2011年。
- 12 紙幅の関係上、本稿では『鉄の話』の方法には触れておらず、同時代のプロレタリア文学と共有していた『谷間』の問題意識と表現方法を明らかにするための限定した分析にとどまっている。
- 13 最初、「私」は、丹下氏が村の「壮丁」たち集めて演説しているのを見て、「徴兵点呼」だと思ふことが記されている。同時代、1927（昭和2）年に公布された兵役法（＝徴兵令）下で市町村長は、徴兵人口のリストである「壮丁名簿」を作成することになっている。つまり、村の「収入役」である丹下氏が「在郷軍人」を中心とした「壮丁」たちを集めたことが、「私」に「徴兵点呼」と思われたのも当然なのである。
- 14 中村政則 『昭和の歴史第二卷昭和の恐慌』、小学館、1982年、109頁。
- 15 吉見俊哉 「ネーションの儀礼としての運動会」、『運動会と日本近代』、青弓社、1999年。
- 16 そもそも、日露戦争後、正確には1910年、在郷軍人会を組織したのが他ならぬ田中義一であった。在郷軍人会は「軍隊と国民とを結合する最も善良なる連鎖となる」ことを目的に掲げ、郷土の名誉という観念を拠り所にし、軍人精神の鍛練と軍事知識の増進によって戦時動員を準備するものとして組織され、以降、国民思想の統制にも積極的に関与していく（山室信一『日露戦争の世紀—連鎖視点から見る日本と世界—』、岩波書店、2005年）。丹下氏と「在郷軍人」らが隣村を罵倒する論理には、「郷土」の語が頻出しており、また、争議が行われた契機である彰徳碑自体、戦争の記憶と密接に関わるものである（和田春樹他『日露戦争と韓国合併19世紀末—1900年代』、岩波書店、2010年）。天皇制国家を作り上げる一環として成立した地方自治制の

暴力を背景にした葛藤を鎮圧する過程において、国家事業を遂行する末端としての丹下氏は、明らかに近代国家と戦争を想起するような形で組織を形成し、捕虜の訊問まで行ったのである。

*本文の引用は、すべて初出に拠った。

*本論文は、日本社会文学会 2014 年度春季大会「グローバルアジアと社会文学——歴史から未来へ」(2014 年 6 月 21 日、於東京学芸大学)での研究発表をもとにまとめたものである。

